

東北学院大学工学部早期卒業細則（2023年度以降入学生適用）

（趣 旨）

第1条 この細則は、東北学院大学学則（以下「学則」という。）第3条第2項及び第25条第2項並びに東北学院大学早期卒業に関する規程第10条及び同規程別表の規定に基づき、東北学院大学工学部（以下「工学部」という。）学生の入学時から3年半後の第4学年次9月期における卒業（以下「早期卒業」という。）について定める。

（申請の条件）

第2条 早期卒業を申請する者は、第6条の手続に従い申請するものとし、次に掲げる条件を全て備えている必要がある。

- (1) 工学部に第1学年次から在学していること。
- (2) 第2学年次の履修登録単位数が40単位以下であること。（卒業単位に算入されない教育職員免許状の教科に関する科目及び教職等に関する科目（以下「除外科目」という。）は除く。）
- (3) 第2学年次終了時点までの修得単位数が74単位以上であること（除外科目は除く。）
- (4) 第2学年次終了時点までに履修した卒業単位に算入される全ての科目の成績の平均点が、80点以上であること（小数点以下第2位まで算出し、小数点以下第2位を四捨五入した結果が80点未満となる場合は不可）、かつ、学科の平均点順位が上位10位以内であること。
- (5) 成績が70点未満の科目が2つ以下であること（除外科目は除く。）

（早期卒業の条件）

第3条 申請が認められた者が早期卒業を認められるには、次に掲げる条件を全て備えている必要がある。

- (1) 第4学年次9月期卒業判定時までに、学則に定められた卒業要件を全て満たしていること。
- (2) 卒業単位に算入される全ての科目の成績の平均点が、80点以上であること（上記の点数は小数点以下第2位まで算出し、小数点以下第2位を四捨五入した結果が80点未満となる場合は不可）。
- (3) 卒業単位に算入される全ての科目の成績のうち70点未満の科目が2つ以下であること。
- (4) 大学院への進学の意味が明確であること。

2 前項第4号の進学意思については、工学部長（以下「学部長」という。）及び当該学生が所属する学科長が第6条第3項に定める提出資料等を参考にして面接を行い、確認するものとする。

（申請が許可された場合の履修登録制限緩和）

第4条 早期卒業の申請が認められた者は、第3学年次において第3学年次開講科目を38単位まで履修できる（除外科目は除く。）ほか、東北学院大学履修規程第8条の履修登録単位上限の例外として、第4学年次後期開講科目から「卒業研究Ⅱ」3単位を含む9単位まで履修できるものとする。

（第4学年次開講科目単位認定の特例）

第5条 申請を認められたのち、早期卒業を辞退した者又は早期卒業条件を満たすことができなかつた者（以下「辞退者又は条件非充足者」という。）が、38単位を超えて履修登録し、試験に合格した第4学年次後期配当科目の単位は、卒業判定時点で認定するものとする。

2 前項の第4学年次後期開講科目についての取扱いは、辞退者又は条件非充足者が第4学年次に進級した年度に当該科目が開講されない場合にも、行われるものとする。

（申請及び卒業の手続）

第6条 早期卒業を希望する者は、定められた期日までに所定の書式に従って学部長に申請しなければならない。

2 早期卒業の申請時期は、第2学年次の成績発表から第3学年次科目の履修登録期限までの適切な時期とし、具体的な期日等の連絡は、文書配布、掲示等によって行われるものとする。

3 早期卒業の申請が認められた者は、別に定める期日までに、進路の明確性を証明する書類等（合格通知、受験票等）を学部長に提出しなければならない。

4 早期卒業に関わる申請条件及び卒業条件の充足に関しては、学部長、学科長、教務委員及び学生委員から選出する若干名から構成される判定委員会が第一次的判断を行い、教授会に諮る原案を作成して学務部教務課に手続を依頼するものとする。

5 早期卒業の申請が認められた者の卒業判定は、教授会が行う。

(早期卒業申請の取下げ)

第7条 早期卒業の申請が認められた者は、学部長の承認を得て申請を辞退することができる。

2 申請の取下げの申し出は、早期卒業判定を行う教授会開催日より十分に前の時期までになされなければならない。

3 申請の取下げを承認した場合、学部長は、最も近い期日に開催される教授会において報告するものとする。

(早期卒業希望者の成績評価提出時期)

第8条 早期卒業を希望する者が第4学年次前期に履修した科目の成績評価は、卒業の判定に間に合う適切な時期までに、学務部教務課に提出されなければならない。

2 前項の適切な時期は、学務部教務課と協議して定めるものとする。

(事 務)

第9条 この細則に関する事務は、学務部教務課において処理する。

2 この細則において早期卒業を希望する者が提出することとされている書式、資料等は、学務部教務課を経て、学部長に届けられるものとする。

(改 廃)

第10条 この細則の改廃は、教授会の議を経て学長が行い、常務理事会に報告するものとする。

附 則

この細則は、2023年4月1日から施行する。

東北学院大学工学部早期卒業細則（2022年度以前入学生適用）

（趣 旨）

第1条 この細則は、東北学院大学学則（以下「学則」という。）第3条第2項、第25条第2項、東北学院大学早期卒業に関する規程第10条及び同規程別表の規定に基づき、東北学院大学工学部（以下「工学部」という。）学生の入学時から3年半後の第4年学次9月期における卒業（以下「早期卒業」という。）を認める条件及び手続に関し必要な事項を定める。

（申請の条件）

第2条 早期卒業を申請する者は、第6条の手続に従い申請するものとし、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

- (1) 工学部に第1学年次から在学していること。
- (2) 第1学年次及び第2学年次の履修登録単位数が、それぞれ42単位以下であること（卒業単位に算入されない資格関係科目の単位を除く。）。
- (3) 第2学年次修了時点までに履修した卒業単位に算入される全ての科目の成績の平均点（放棄科目は除く。）が、80点以上であること（上記の点数は小数点以下第2位まで算出し、小数点以下第2位を四捨五入した結果が80点未満となる場合は不可）。
- (4) 成績が70点未満の科目が2つ以下であること（放棄科目は除く。）。

（早期卒業の条件）

第3条 申請が認められた者が早期卒業を認められるには、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

- (1) 第4学年次9月期までに、学則に定められた卒業要件を全て満たしていること。
- (2) 卒業単位に算入される全ての科目の成績の平均点（放棄科目は除く。）が、80点以上であること（上記の点数は小数点以下第2位まで算出し、小数点以下第2位を四捨五入した結果が80点未満となる場合は不可）。
- (3) 成績が70点未満の科目が2つ以下であること（放棄科目は除く。）。
- (4) 大学院又は専門職大学院への進学の意味が明確であること。

2 前項第3号の進学意思については、工学部長（以下「学部長」という。）及び当該学生が所属する学科長が第6条第3項に定める提出資料等を参考にして面接を行い、確認するものとする。

（申請が許可された場合の履修登録制限緩和）

第4条 早期卒業の申請が認められた者は、第3学年次において第3学年次開講科目を38単位まで履修できる（卒業単位に算入されない資格関係科目の単位を除く。）ほか、第4学年次の後期開講科目を7単位（卒業単位に算入されない資格関係科目の単位を除く。）まで履修できるものとする。

（第4学年次開講科目単位認定の特例）

第5条 申請は認められたが、第4学年次9月期卒業を辞退した者又は早期卒業条件を満たすことができなかった者（以下「辞退者又は条件非充足者」という。）が、38単位を超えて履修登録し、試験に合格した第4学年次後期配当科目の単位は卒業判定（1次）時点で認定するものとする。

2 前項の第4学年次後期開講科目についての取扱いは、辞退者又は条件非充足者が第4学年次に進級した年度に当該科目が開講されない場合にも、行われるものとする。

（申請及び卒業の手続）

第6条 早期卒業を希望する者は、定められた期日までに所定の書式に従って学部長に申請しなければならない。

2 早期卒業の申請時期は、第2学年次の成績発表から第3学年次科目の履修登録期限までの適切な時期とし、具体的な期日等の連絡は、文書配布、掲示等によって行われるものとする。

3 早期卒業の申請が認められた者は、別に定める期日までに進路の明確性を証明する書類等（合格通知、受験票等）を学部長に提出しなければならない。

- 4 早期卒業に関わる申請条件及び卒業条件の充足に関しては、学部長、学科長、教務委員及び学生委員から選出する若干名から構成される判定委員会が第一次的判断を行い、工学部教授会（以下「教授会」という。）に諮る原案を作成して多賀城キャンパス事務室学務係（以下「学務係」という。）に手続を委託するものとする。
- 5 早期卒業の申請が認められた者の卒業判定は、教授会が行う。

（早期卒業申請の取下げ）

第7条 早期卒業の申請が認められた者は、学部長の承認を得て申請を取り下げることができる。

- 2 申請取下げの申出は、早期卒業判定を行う教授会開催日より十分に前の時期までになされなければならない。
- 3 申請の取下げを承認した場合、学部長は最も近い期日に開催される教授会において報告するものとする。

（早期卒業希望者の成績評価提出時期）

第8条 早期卒業を希望する者が第4学年次前期に履修した科目の成績評価は、早期卒業の判定に間に合う適切な時期までに、学務係に提出されなければならない。

- 2 前項の適切な時期は、学務係と協議して定めるものとする。

（事務取扱）

第9条 この細則に関する事務は、教務課において処理する。

- 2 この細則において早期卒業を希望する者が提出することとされている書式、資料等は、教務課を経て、学部長に届けられるものとする。

（改 廃）

第10条 この細則の改廃は、教授会及び教務委員会の議を経て学長が行い、常務理事会に報告するものとする。

附 則

この細則は、平成19（2007）年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、平成25（2013）年4月1日から施行する。
- 2 改正された第1条、第2条第2号及び第4条については、平成25（2013）年度入学生より適用する。

附 則

この細則は、2021年4月1日から施行する。ただし、第2条第4号及び第3条第3号の規定は、2021年度入学生から適用する。